

第三十九回国会

参議院災害対策特別委員会会議録第一号

昭和三十六年十月十六日(月曜日)

午前十一時三十二分開会

昭和三十六年十月十三日議長において本委員を左の通り指名した。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|
| 青木 一男君 | 赤間 文三君 | 稲浦 鹿蔵君 | 岩沢 忠恭君 | 古池 信三君 | 小柳 牧衛君 | 紅澤 みつ君 | 塩見 俊二君 | 重政 庸徳君 | 柴田 栄君 | 下條 康磨君 | 高橋 衛君 | 西田 信一君 | 一松 定吉君 | 堀木 鐵三君 | 前田佳都男君 | 大矢 正君 | 岡 三郎君 | 清澤 俊英君 | 小酒井義男君 | 椿 繁夫君 | 羽生 三七君 | 藤田藤太郎君 | 松澤 兼人君 | 松永 忠二君 | 松浦 清一君 | 村尾 重雄君 | 牛田 寛君 | 千田 正君 | 杉山 昌作君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|

出席者は左の通り。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|
| 委員長 一松 定吉君 | 委員 赤間 文三君 | 岩沢 忠恭君 | 古池 信三君 | 小柳 牧衛君 | 塩見 俊二君 | 重政 庸徳君 | 西田 信一君 | 堀木 鐵三君 | 前田佳都男君 | 阿 三郎君 | 清澤 俊英君 | 松浦 清一君 | 村尾 重雄君 | 牛田 寛君 |
|------------|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|

○委員長の互選
本日の会議に付した案件

○仮委員長(一松定吉君) ただいま「年長者一松定吉君 仮委員長となす」

○仮委員長(一松定吉君) ただいまより災害対策特別委員会を開会いたします。

規則第八十条によりまして、年長のゆえをもって私が選挙の管理を行ないます。

これより委員長の互選を行ないます。どういふ方法で互選いたししょうか。

○赤間文三君 私は、本委員会の委員長に一松定吉君を指名することの動議を提出いたします。

○岡三郎君 私は、ただいまの赤間君の動議に賛成いたします。

○仮委員長(一松定吉君) ただいまの赤間君の動議に皆さん御異議はありますか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○仮委員長(一松定吉君) 御異議ないと認め、さうに決定いたします。私がこの委員会の委員長を勤めることをお引き受けいたします。

○委員長(一松定吉君) この問題は申し上げるまでもありませんが、非常に重要な事案でございますので、未熟な私といたしましては、委員長には不適任でありましようが、審議が終了いたしますまでの間、皆様の御指導によりまして、委員長の職責を果たしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

本日はこの程度で散会いたしました。引き続きいて明日時間を定めて皆様にお通知いたしますから、御出席をお願いいたします。

午前十一時三十四分散会

十月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

一、昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案

一、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の風水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

一、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案

一、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

一、昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

一、昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年八月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法

(目的)

第一条 この法律は、昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金(以下「再建資金」という。)の融通を円滑にするため、商工組合中央金庫の貸付利率の引下げのための措置を定めることにより、その事業の再建を促進し、経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定被害中小企業者」とは、次に掲げる者で政令で定めるものをいう。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体(以下「中小企業者団体」という。)

二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうち、に前号に掲げる者を含むもの

(商工組合中央金庫に対する利子補給)

第三条 政府は、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して再建資金の貸付けを行なうときは、

政令で定めるところにより、当該貸付けにつき貸付け後三年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

(利子補給の対象となる貸付け)

第四条 前条の契約による利子補給金の支給の対象となる貸付けは、商工組合中央金庫が指定被害中小企業者に対して昭和三十三年三月三十一日までに行なう再建資金の貸付けであつて、その全部又は一部の利率が年六分五厘であるものとし、その利子補給金の支給の対象となる金額は、指定被害中小企業者ごとに、その利率によつて貸し付けた額（その額が次の各号に規定する貸付けの区分に応じ当該各号に掲げる金額をこえるときは、当該金額）以内の額とする。

一 指定被害中小企業者（中小企業者団体を除く）に対する貸付けについては、五十万円（その指定被害中小企業者の直接又は間接に所属する中小企業者団体が当該指定被害中小企業者に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）までの額に相当する金額の合計額

二 転貸資金の貸付けを受ける中小企業者団体がその転貸資金を被害構成員に転貸する場合において、その利率が年六分五厘をこえるときは、そのこえる率により転貸した金額は、前項の利子補給金の支給の対象となる金額には含まれないものとする。

三 政府が前条の契約による利子補給金の支給の対象とすることができ、その金額の総額は、八億五千万円を限度とする。

(利子補給金の支給額)

第五条 第三条の契約により政府が支給する利子補給金の額は、商工組合中央金庫が貸し付けた再建資金の額のうち利子補給金の支給の対象となる金額につき前条第一項の規定する利率により計算した利子の額と、当該利子補給金の支給

害構成員」といふ。）に転貸されるもの（以下次項において「転貸資金」といふ。）の貸付けについては、それぞれの被害構成員に転貸する金額のうち五十万円（その被害構成員が再建資金の貸付けを受けている場合において、そのうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、又はその直接若しくは間接に所属する他の中小企業者団体が当該被害構成員に対し転貸する再建資金の貸付けを受けている場合において、その転貸する額のうちに利子補給金の支給の対象となる額があるときは、その対象となる額を控除した金額）までの額に相当する金額の合計額

の对象となる金額につき商工組合中央金庫がその貸付けと同種類の貸付けを行なう場合における通常の利率により計算した利子の額との差額に相当する金額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律において「堆積土砂」とは、昭和三十六年六月及び八月の豪雨に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により政令で定める地域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等をいう。

2 この法律において「洪水」とは、昭和三十六年六月、七月及び八月の豪雨に伴い政令で定める地域内に浸入した水で、浸水状態が政令で定める程度に達するものをいう。

(堆積土砂の排除事業)

第二条 地方公共団体又はその機関が河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内の堆積土砂の排除事業（国がその費用の一部を負担し、又は補助する災

害復旧事業に附随して行なうものを除く。）を施行する場合においては、国は、他の法令に国の負担又は補助に關し別段の定めがある場合を除き、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2 国は、市町村が、前項に規定する区域外の堆積土砂で、市町村長が指定した場所に集積されたものが公益上重大な支障があると認められたものについて排除事業を施行する場合においては、他の法令の国の負担又は補助に關し別段の定めがある場合を除き、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

3 前二項の規定による補助金の交付の事務は、建設大臣が行なう。

(洪水の排除事業)

第三条 国は、地方公共団体その他政令で定める者が洪水の排除事業を施行する場合においては、予算の範囲内において、その事業費の十分の九を補助することができる。

2 前項の規定による補助金の交付の事務、政令で定める区分に従つて農林大臣又は建設大臣が行なう。

(堆積土砂等の排除事業費の範囲)

第四条 第二条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により国がその費用を補助する堆積土砂又は洪水の排除事業の事業費の範囲は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前にした堆積土砂又は洪水の排除事業)

2 この法律は、この法律の施行前に施行された堆積土砂又は洪水の排除事業についても適用する。

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の水害に伴う公営住宅法の特例等に関する法律

(公営住宅法の特例)

第一条 事業主体が、昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害又は同年九月の水害であつて政令で定める地域に発生したもので、当該被災した住宅に当該災害の当時居住していた者に貸貸するたため第二種公営住宅を建設するときは、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第八条第一項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、その費用の四分の三を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数をこえる分については、この限りでない。

2 事業主体が、昭和三十六年九月

の風水害であつて前項の政令で定める地域に発生したものに、前項の政令で定められた公営住宅に当該災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅を建設するとき、又は当該災害により著しく損傷した公営住宅を補修するときは、公営住宅法第八條第二項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内において、第一種公営住宅についてはその費用の三分の二を、第二種公営住宅についてはその費用の四分の三を補助することができる。

3 前二項の規定による公営住宅の建設に要する費用については、公営住宅法第七條第三項の規定を準用する。

(産業労働者住宅資金融通法の特例)

第二条 住宅金融公庫は、昭和三十六年九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したもののにより滅失した産業労働者住宅その他の住宅に当該災害の当時居住していた産業労働者に貸し付けるための法律の施行の日から二年以内に住宅を建設しようとする事業者で、主務大臣の定める条件に該当し、かつ、当該災害により産業労働者住宅又は事業場に著しい損害を受けたものに、産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)第七條の規定により必要な資金を貸し付ける場合において、当該事業者が当該災害のため同法第九條第一項の償還期間内に償還することが困難な状況に

あると認めるときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による償還期間(すえおき期間を含む)を三年以内延長し、かつ、貸付けの日から起算して三年以内のすえおき期間を設けることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案

昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

(公共土木施設災害復旧事業に関する特別措置)

第一条 昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに、次に掲げる公共土木施設災害復旧事業費(昭和三十六年法律第九十七号。以下「負担法」といふ。)第三條の規定により地方公共団体(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)に基づく港務局を含む。)に対し国が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率については、同法第四條第一項及び第四條

の二の規定にかかわらず、当該地方公共団体(地方公共団体の組合又は港務局にあつては、これを組織する地方公共団体)について、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害につき、同法第七條の規定により決定された災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して通次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率を、同法第四條第一項の規定による率とする。この場合において、その率は、小数点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入(負担法第二條第四項に規定する標準税収入をいふ。以下同じ。)の二分の一に相当する額までの額については、十分の八

二 当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入の二分の一をこえ標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九

三 当該地方公共団体の昭和三十六年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

2 前項に規定する災害に、負担法第三條各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業の事業費で、地方公共団体(港務局を含む。以下同じ。)がその費用の一部を負担するものについては、当

該地方公共団体の負担の割合は、同法第五條及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定により国が負担すべき割合を除いた割合とする。

3 前二項の規定は、負担法第一項の規定により算定した国の負担率が第一項の規定により算定した国の負担率をこえる場合においては、適用しない。

(災害関連事業に関する特別措置)

第二条 地方公共団体又はその機関が、昭和三十六年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害であつて政令で定める地域に発生したものに、次に掲げる公共土木施設災害復旧事業を施行する場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して負担法第三條各号に掲げる施設のうち政令で定めるものの新設又は改良に関する事業を施行するときは、他の法令の規定により国が当該新設又は改良に関する事業の事業費の三分の二以上を負担し、又は補助する場合を除き、他の法令の規定により国がその事業費の一部を負担し、又は補助する場合にあつては、これらの規定にかかわらず、その負担率又は補助率を三分の二とし、その他の場合にあつては、国は、その事業費の三分の二を補助する。

(水防資材に関する補助)

第三条 昭和三十六年六月の水害又は同年七月、八月及び九月の水害

若しくは風水害であつて政令で定める地域に発生したものに、次に掲げる公共土木施設災害復旧事業(昭和三十六年法律第九十三号)第二條第一項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の二を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律

(起債の特例)

第一条 昭和三十六年五月の風害(当該強風に際し発生した火災を含む。)若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害(以下「災害」といふ。)を受けた地方公共団体のうち政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合においては、

昭和三十六年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五條の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ。

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で自治省令で定めるものの災害のための減免であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 災害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策その他の災害対策で自治省令で定めるものに通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

(農地等の小災害に係る地方債の元利補給)

第二条 災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの(以下この条において「被災市町村」という)が施行する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業のうち一箇所の工事の費用が三万円以上十万円未満のものに充てては、当該事業費の百分の五十、農業用施設又は林道に係るものに充てては当該事業費の百分の六十五に相当する額の範囲内(被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、政令で定めるところにより算定する額に相当する

部分については、百分の九十に相当する額の範囲内)で発行が許可された地方債については、国は、毎年度当該年度分の元利償還金の百分の七十一・五に相当する額の地方債元利補給金を当該市町村に交付するものとする。

(地方債の引受け)

第三条 前二條の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその全額を引き受けるとする。

(起債許可についての協議)

第四条 自治大臣は、第一條の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十條の規定による許可をし

ようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。

(政令への委任)

第五条 第一條及び第二條の規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二條の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

第一条 昭和三十六年五月の風害(当該強風に際し発生した火災を含む)若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

第一条 昭和三十六年五月の風害(当該強風に際し発生した火災を含む)若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

第一条 昭和三十六年五月の風害(当該強風に際し発生した火災を含む)若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

第一条 昭和三十六年五月の風害(当該強風に際し発生した火災を含む)若しくは水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案

部分については、同項各号」とあるのは「次項各号」とし、同条第二項第一号及び第三号ロ(中「十分の五」とあるのは「十分の六(当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九)とする。

二 昭和三十六年においては、前号の政令で定める地域については、暫定措置法第三條第三項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年一月一日から同年十二月三十一日まで」とし、その被害(農地、農業用施設及び林道にあつては、同年一月一日から四月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までに発生した災害による被害に限る。)とする。

三 昭和三十六年においては、第一号の政令で定める地域については、暫定措置法第三條第二項中「その年の十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年十二月三十一日まで」とし、その被害(農地、農業用施設及び林道にあつては、同年一月一日から十二月三十一日まで及び十月一日から十二月三十一日までに発生した災害による被害に限る。)とする。

三 昭和三十六年においては、第一号の政令で定める地域については、暫定措置法第三條第二項中「その年の十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年十二月三十一日まで」とし、その被害(農地、農業用施設及び林道にあつては、同年一月一日から十二月三十一日まで及び十月一日から十二月三十一日までに発生した災害による被害に限る。)とする。

は水害、同年六月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北東濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法(昭和三十六年法律第 号)第一條第一項第一号及び第二号の規定を適用しないものとして前条第二項及び第三項の補助の比率」とし、同条第二項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは「昭和三十六年一月一日から四月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日まで」とする。

四 水害等に係る被害共同利用施設のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法第二條第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」とし、同法第三條第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四(当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の九)とし、その他のものについては、同号中「十分の二」とあるのは「十分の三(当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、十分の五)とする。

2 前項第一号から第三号までの規定は、これらの規定を適用しないものとして暫定措置法の規定により算定した同法第三條第一項の規定による国の補助の額が、前項第一号から第三号までの規定を適用して同法の規定により算定した同法第三條第一項の規定による国の

2 前項第一号から第三号までの規定は、これらの規定を適用しないものとして暫定措置法の規定により算定した同法第三條第一項の規定による国の補助の額が、前項第一号から第三号までの規定を適用して同法の規定により算定した同法第三條第一項の規定による国の

補助の額をこえる場合は、適用しない。

(開拓地の施設等に対する助成措置)

第二条 都道府県が、次に掲げる施設(暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。)で政令で定める地域に発生した水害等(第三号に掲げる施設については、政令で定める地域に発生した昭和三十六年九月の風水害)を受けたものの災害復旧事業であつて施設ことの工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九(第三号に掲げる施設については、十分の九の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。)を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

一 開拓地における住宅、農舎、畜舎及び鶏舎

二 開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

三 水産動植物の養殖施設で定めるもの

(災害関連事業に関する特別措置)

第三条 都道府県が、第一条第一項第一号の政令で定める地域に発生した水害等を受けた暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第二項に規定する林地に

係る同条第六項に規定する災害復旧事業(同条第七項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。)を行なう場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林地の新設又は改良に関する事業(以下「災害関連事業」という。)を行なうときは、国は、予算の範囲内で、当該災害関連事業の事業費につき、その三分の二を補助することができる。

2 都道府県が、前項に規定する災害復旧事業に係る災害関連事業を行なう者に対し、当該災害関連事業の事業費につき三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年一月一日以後に発生した災害について適用する。

等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律

1 昭和三十六年五月のフェーン現象を伴う強風、同年六月下旬、七月上旬及び下旬並びに八月の豪雨並びに同年九月中旬の暴風雨が天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法(昭和三十一年法律第百三十六号。以下「法」という。)第二条第一項の規定により同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての法の適用については、

同条第四項第一号中「十五万円(北海道にあつては二十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円)」とあるのは「二十万円(北海道にあつては二十五万円、果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合でその貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるとき及び貸付資金に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられるものが含まれる場合は北海道にあつては三十五万円、その他の地域にあつては三十万円、もつぱら家畜又は家きんの飼養を業とする被害農業者に家畜又は家きんの購入又は飼養に必要な資金として貸し付けられる場合及び真珠、うなぎその他の政令で定める水産動植物の養殖に必要な資金として貸し付けられる場合は五十万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は一千万円)」と

し、同項第二号中「五年」とあるのは「五年(果樹の栽培をおもな業務とする被害農業者に対し貸し付けられる場合で、その貸付資金に果樹の栽培に必要な資金として貸し付けられるものが含まれるときは七年)」とする。

2 昭和三十六年六月下旬及び七月上旬の豪雨並びに同年九月中旬の暴風雨が法第二条第三項の規定により同項の天災として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての法の適用については、同条第七項中「五百万円(連合会に貸し付けられる場合は一千万円)」とあるのは、「二千万円(連合会に貸し付けられる場合は二千万円)」以内で政令で定める額」とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日以後の天災につき適用する。

昭和三十六年十月十九日印刷

昭和三十六年十月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局